

令和 8 年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業
特 別 会 計 予 算

令和 8 年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 498,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることが
できる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、
起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		360
	1 手 数 料	360
2 国庫支出金		17,300
	1 国庫補助金	17,300
3 財産収入		400
	1 財産運用収入	400
4 繰 入 金		454,928
	1 一般会計繰入金	454,928
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		11
	1 雑 入	11
7 市 債		25,000
	1 市 債	25,000
歳 入 合 計		498,000

歲出

(単位：千円)

[illegible]

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車賃借料	令和8年度から 令和13年度まで	2,160

第3表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浦和東部第一特定 土地区画整理事業	25,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 年度における利 率とする。)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。